

令和3年9月1日

保護者様

東浦町教育委員会  
教育長 恒川 渉

### 緊急事態宣言下での児童生徒に関するお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月27日（金）より、県下に緊急事態宣言が発出されました。つきましては、学校では、感染防止対策を徹底したうえで、引き続き教育活動を進めてまいります。ご家庭においても、下記のことについてご協力をお願いいたします。

### 記

#### (1) 登校について

- 同居するご家族に発熱等、体調がすぐれない症状がある場合は、お子様の登校を見合わせてください。その場合は「出席停止」扱いとします。
  
- 同居するご家族が濃厚接触者に特定、または、感染が疑われ、検査を実施する場合は、検査で当該家族の陰性が判明するまでお子様の登校を見合わせてください。その場合は「出席停止」扱いとします。

#### (2) 学校への連絡について

- 同居するご家族やお子様を濃厚接触者に特定、または、感染が疑われ、検査を実施する場合は、学校へ連絡してください。

※ ただし、休日の前日の夕方（学校が留守番電話に切り替わる時間）以降休日中は、東浦町役場（83-3111）に連絡してください。

〈問い合わせ先〉

東浦町教育委員会 学校教育課

TEL:0562(83)3111